

担 当	滋賀労働局労働基準部	
	監督課長 地方労働基準監察監督官 専門監督官 (電話) 077 - 522 - 6649	宮木 義博 倉橋 隆成 小山 哲平

令和2年度過労死等防止啓発月間について
～11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、
「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。～

滋賀労働局（局長 待鳥浩二）では、過労死等防止啓発月間である11月に、過労死等につながる過重労働などへの対応として「過重労働解消キャンペーン」を行い、労使の主体的な取組の促進、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導などを行います。

また、厚生労働省主催で、令和2年11月6日（金）に「過労死等防止対策推進シンポジウム（滋賀会場）」を開催します（詳細は別添）。

【過重労働解消キャンペーンの概要】

1 実施期間

令和2年11月1日（日）から11月30日（月）までの1か月間

2 具体的な取組

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対して、労働局長が直接協力要請を行います（別紙のとおり）。

1 実施日時：10月26日（月）10：30～11：00

要 請 先（使用者団体）：一般社団法人滋賀経済産業協会

2 実施日時：10月22日（木）10：30～11：00

要 請 先（労働組合）：日本労働組合総連合会滋賀県連合会

「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時：11月1日（日）9：00～17：00

フリーダイヤル：0120 - 794(なくしましょう) - 713(長い残業)

長時間にわたる過重な労働による過労死に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ労働基準監督署が重点的な監督指導を行います。

使用者へのリーフレット（別添）の配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨等について、広く県民に周知を図ります。

1 取組の趣旨・概要

雇用の推進と働きやすい滋賀の実現をめざし策定した「滋賀県雇用推進プラン」(1)に基づく取組のうち、「働き方改革の推進」を重点的に取り組むべき重点課題の1つとして位置付ける共同宣言(2)を行っていることから、キャンペーンに先立ち、使用者団体と労働組合に対して長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組について、主体的な取組を促します。

- 1 「雇用推進行労使会議チャレンジしが」(滋賀県・滋賀労働局・連合滋賀・(一社)滋賀経済産業協会)において平成27年3月に決定。
- 2 平成29年3月27日に実施し、平成30年3月23日にも一層の推進を図るための共同宣言を改めて実施。

2 具体的な取組

(1) 一般社団法人滋賀経済産業協会会長への要請

日時：令和2年10月26日(月)10:30~11:00

場所：コラボしが21(大津市打出浜2-1)

出席者：一般社団法人滋賀経済産業協会 会長 井門 一美 氏 ほか
滋賀労働局 局長 待鳥 浩二 ほか

【取材に当たってのご登録】

取材をご希望される場合は、お手数ですが10月22日(木)17:00まで滋賀労働局労働基準部監督課(担当：宮木、小山)あて、ご連絡(077-522-6649)いただきますようお願いいたします。また、当日は取材いただいた方にも要請文(写)を配付いたします。

(2) 日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長への要請

日時：令和2年10月22日(木)10:30~11:00

場所：日本労働組合総連合会滋賀県連合会(大津市松本2-10-6)

出席者：日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長 柿迫 博 氏 ほか
滋賀労働局 局長 待鳥 浩二 ほか

(3) 使用者団体、労働組合などへの要請

そのほか、以下の団体へも協力要請を行います。

- 使用者団体： 滋賀経済同友会、 滋賀県商工会議所連合会、
滋賀県商工会連合会、 滋賀県中小企業団体中央会等38団体
- 労働組合： 滋賀県労働組合総連合
- 関係団体： 滋賀県社会保険労務士会、 公益社団法人滋賀労働基準協会等の
10団体(本取組の周知・啓発などの実施についての協力要請)
- 地方公共団体： 滋賀県、 県内全ての19市町(関係団体と同趣旨)

毎年11月は

「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。
国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



過重労働解消キャンペーンのほか、

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。
また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。(無料でどなたでも参加できます。)
開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



【事業主の皆さまへ】11月は

「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



働き過ぎで起こる 健康障害のリスクを 知っていますか？

働くことは大切。

でも働き過ぎはあなたの健康に様々な影響を及ぼし、

ひいては過労死にも繋がる危険があります。

いま多くの会社が、新しい時代の

新しい働き方の実現に向けた取組を始めています。

～トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。～

毎年

11月は「過労死等防止啓発月間」です。

同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料 過重労働等に関する相談はこちら

なくしましょ
長い残業
0120-794-713

「過重労働解消相談ダイヤル(労働局)」 実施日時 11月1日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

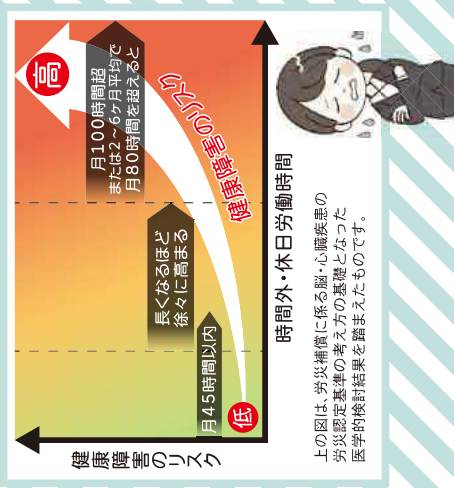
知っていますか？

○労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

○過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

- ① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。
 - ・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)
 - ・臨時な特別な事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
 - ・時間外労働は本来臨時の場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）の締結に当たっては、労働者の代表（労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者）とともに、その内容が指針（注2）に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 建設事業、自動車運搬の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の運用が猶予・除外されています。
(注2) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」（平成30年9月、厚生労働省）

② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇（以下「年休」という。）を確実に取得させることが必要となつていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与と制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- ・労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

1

職場風土を改革しましょう。

2

適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。

3

労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月、厚生労働省）
※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（令和2年4月、厚生労働省）
※3 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力を要請を行います。
2. 重点監督を実施します。
①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和2年11月1日(日) 9:00～17:00

フリーダイヤル 0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間/平日8:30～17:15）

労働条件相談ほっとライン^{ほい！らうどろ}
（月～金 7:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00） 0120-811-610

労働基準関係情報メール窓口（情報提供） 労働基準 メール窓口 検索

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、

オンラインで

「過重労働解消のためのセミナー」

（委託事業）を実施します。

専用ホームページ

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>



過労死をゼロにし、 健康で充実して働き続ける ことのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。



日時 2020年11月6日(金)
13:30~16:00 (受付13:00~)

会場 草津市立まちづくりセンター 3F 301・302会議室
(滋賀県草津市西大路町9番6号)

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。詳細、中止の連絡等は、ホームページにてお知らせいたします。

参加
無料
事前申込

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



滋賀会場

[講演] 「いのちと精神、健康の脅威、 パワハラ・過労死をなくす働き方」

近藤 雄二氏

(健康環境支援研究所 主宰、
天理大学 元教授・奈良産業保健総合支援センター相談員、博士〔医学〕)

[過労死遺族の声]

中原 のり子 氏 (東京過労死を考える家族の会)

近藤 雄二氏

健康環境支援研究所 主宰
天理大学 元教授・
奈良産業保健総合支援センター相談員
博士 (医学)



疲労と人間工学的視点から、職務と環境を見直して、働く人の健康を支援する環境づくりを専門とする。高年齢者雇用アドバイザーおよびプランナー、大阪労災職業病対策連絡会・会長。日本産業衛生学会、産業保健人間工学会に所属する。

会場のご案内

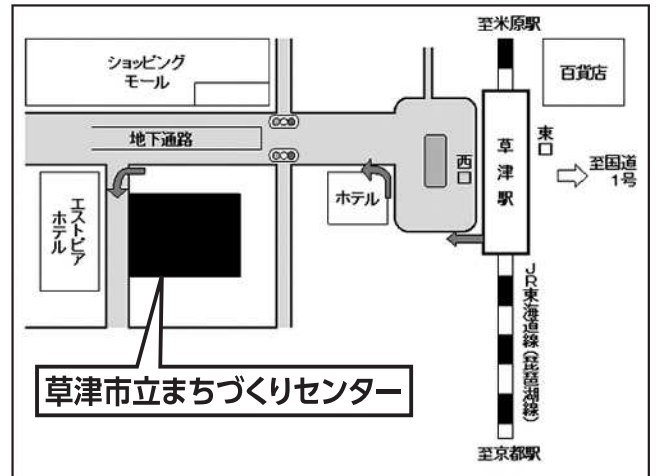
草津市立まちづくりセンター 3F 301・302会議室

(滋賀県草津市西大路町9番6号)

・JR琵琶湖線(東海道本線)草津駅より約200m(徒歩約5分)

参加申込について

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。
- ▶ 申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶ 参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。



- **Webからの申し込み**：以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 **052-915-1523**
- 下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

● 次の該当する に をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 過労死家族 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [| | | | | |] |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: ●FAX:	
	●E-mail:	
企業・団体名		

5名以上のお申込みは、別紙(様式自由)にてFAXしてください。

「個人情報の取扱いについて」

・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用し、他の目的で使用することはありません。・個人情報をご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(<http://www.p-unique.co.jp/privacy>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 電話 : 0120-562-552 E-mail : karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク